

「AI-SHOT」利用約款

Ultimatrust 株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「AI-SHOT」について、下記の本利用約款（以下「本約款」といいます。）をお読みいただき、ご了承いただいたうえでお申し込みください。

第1条 目的

本約款は、本製品等（第2条に定義）を利用されるお客様（以下「エンドユーザー」といいます。）と当社との間の契約内容を明らかにすることを目的とします。

第2条 定義

本約款において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「本製品等」とは、当社が別途指定する「AI-SHOT」等の製品（以下「本製品」という。）およびサービスを意味します。
- (2) 「映像データ」とは、本製品を利用して撮影された動画、静止画その他の映像データを意味します。
- (3) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。その後の改正を含む。）第2条第1項に定める個人情報を意味します。
- (4) 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）を意味します。

第3条 登録

1. 本製品等の利用を希望する者は、本約款を遵守することに同意し、かつ当社の定める一定の情報（以下「登録情報」といいます。）を当社の定める方法で当社に提供することにより、当社に対し、本製品等の利用の登録を申請することができます。
2. 登録希望者は、登録の申請にあたり、真実、正確かつ最新の情報を当社に提供しなければなりません。
3. 当社は、第1項に基づき登録を申請した者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあります。
 - (1) 本約款に違反するおそれがあると当社が判断した場合
 - (2) 当社に提供された登録情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (3) 過去に本製品等の利用の登録を取り消された者である場合
 - (4) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っている当社が判断した場合
 - (5) 債務の支払いを怠る恐れがある場合
 - (6) その他、当社が登録を適当でないと判断した場合
4. 当社は、当社の裁量で登録希望者の登録の可否を判断し、当社が登録を認める場合にはその旨を登録希望者に通知します。かかる通知が到達した時点で登録は完了し、本約款の諸規定に従った本製品等の利用にかかる契約（以下「利用契約」といいます。）が成立します。
5. エンドユーザーは、登録情報に変更があった場合は、遅滞なく当該変更事項を当社に通知し、当社から要求された資料を提出するものとします。

第4条 利用契約の契約期間

1. エンドユーザーは、利用契約の契約期間中、本約款及び当社の定める方法に従い、本製品等を利用することができます。
2. 利用契約の契約開始日は、当社からエンドユーザーの指定する住所へ本製品が到達した日とし、契約期間は2年間、契約終了日は、本製品が到達した日の2年後の日を含む月の末日までとします。
3. エンドユーザーは、利用契約の成立後、契約期間中の解約はできないものとします。当該期間中にエンドユーザーが解約を求める場合には、エンドユーザーは、当社に対し、解約手数料として9,900円（税込）を支払うものとします。
4. 契約期間満了の1ヶ月前までに、当社指定の方法に従ったエンドユーザーからの更新拒絶の申し出がない場合には、利用契約の契約期間は、同一の条件で1ヶ月ごと自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。
5. 当該エンドユーザーの登録取り消し又は本製品等の提供が終了した場合、いずれかの日をもって、利用契約の契約期間は終了するものとします。

第5条 料金及び支払方法

1. 本製品等の毎月の利用料金（税込）は、下記のとおりとし、本契約成立日が属する翌月1日より発生します。
LIVEプラン 月額999円（税込）
30日録画プラン 月額1980円（税込）
2. エンドユーザーは、当社に対し、当社が定めるクレジットカードにより利用料金を支払うものとします。
3. 初回引落は、契約成立日の翌月末日とし、複数契約の場合は一括で、配送料も合算のうえ引落すこととします。
4. エンドユーザーは、本契約成立日から翌月の末日までの間、プラン変更ができないものとします。
5. エンドユーザーが当社所定の方法で、当社にプラン変更を申し込んだ場合、当該プラン変更は当日適用されるものの、利用料金の変更の効力は、当該申込日の翌月から発生するものとします。なお、プラン変更は、月1回までとします。
6. エンドユーザーは、本製品等の利用期間中において、当社の責に帰さない事由により、本製品等を使用できない期間がある場合であっても、本製品等の利用料金の減額、免除等の請求ができないものとします。
7. エンドユーザーが本製品等の利用料金の支払を遅滞した場合、エンドユーザーは年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。
8. 本製品等を利用するための通信料は、利用料金に含まれずエンドユーザーが負担するものとします。

第6条 解約

1. エンドユーザーが本製品等の契約期間中に本契約を解約する場合、当社所定の方法による解約申込をし、解約手数料9900円（税込）を当社が定める方法で支払うとともに、エンドユーザーの費用負担及び責任において本製品を5営業日以内に返却するものとします。
2. エンドユーザーが解約申込をした月の末日をもって本製品等に関する契約を終了するものとします。
3. 契約終了後、エンドユーザーから本製品の返却がない場合、当社はエンドユーザーに対しさらに12万円を請求することとします。

第7条 交換

1. エンドユーザーの責任による本製品の不具合、破損、故障について、エンドユーザーは直ちにその旨を当社に通知するものとし、5500円（税込）もしくは2年間利用相当額とお支払い済み料金との差額とのどちらか高い金額にて交換を受け

付けることとします。なお送料はエンドユーザーの負担とすることとします。

2. 火災、地震、落雷、風水害、その他天変地異による故障等であると当社が認めた場合は、無償での交換を承ります。ただし送料に関しては、エンドユーザーが負担することとします。
3. 前項の場合、当社より新たな本製品を送付し、エンドユーザーは速やかにエンドユーザーの責任と費用により設置を行う。なお、閲覧ができない期間の本製品等の利用料金の減額、免除等の請求はできないものとします。

第8条 滅失、紛失、盗難等

1. 本製品が滅失、紛失、盗難等した場合、エンドユーザーは直ちにその旨を当社に通知するものとし、エンドユーザーは、5500円（税込）もしくは2年間利用相当額とお支払い済み料金との差額のどちらか高い金額を損害金として支払うものとします。
2. 前項の場合、当社より新たな本製品を送付し、エンドユーザーは速やかにエンドユーザーの責任と費用により設置を行うものとします。なお、閲覧ができない期間の本製品等の利用料金の減額、免除等の請求はできないものとします。

第9条 パスワード及びIDの管理

1. エンドユーザーは、自己の責任においてパスワード及びIDを管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
2. パスワード又はIDの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任はエンドユーザーが負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
3. エンドユーザーは、パスワード又はIDが盗まれたり、第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。

第10条 禁止行為

1. エンドユーザーは、以下に列挙する行為を行ってはなりません。
 - (1) 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為
 - (2) 法令又は当社若しくはエンドユーザーが所属する業界団体の規則に違反する行為
 - (3) コンピューター・ウイルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信する行為
 - (4) 本製品等に関し利用しうる情報を改ざんする行為
 - (5) 当社が定める一定のデータ容量以上のデータを、本製品等を通じて送信する行為
 - (6) 1つのIDを複数のエンドユーザーで共同して保有する行為
 - (7) 当社の承諾なく、本製品等の全部又は一部を商業目的で利用する行為（それらの準備を目的とした行為も含まれます。）
 - (8) 本製品等のサーバ等のアクセス制御機能を解除又は回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為
 - (9) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段（いわゆるフィッシング及びこれに類する手段を含みます。）により第三者の登録情報を取得する行為
 - (10) 長時間の架電や同様の問い合わせを過度に行い、又は義務や理由のないことを強要し、当社の業務に著しく支障を生じさせる行為
 - (11) 当社による本製品等の運営を妨害するおそれのある行為
 - (12) 本製品をエンドユーザーの所有または管理監督する場所以外に設置する行為
 - (13) 本製品又は本製品等の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは貸与、又は担保に供する行為

- (14)本製品を分解・解析・改造・改変などして引き渡し時の原状を変更する行為
 - (15)本製品に添付されているプログラムの全部または一部の解析・改造・複製・改変・機器からの取り出し、第三者への売却・譲渡、その他プログラムに関する著作権を侵害する行為
 - (16)当社、又は他のエンドユーザー、外部サービスを運営する第三者（以下「外部事業者」といいます。）その他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為（かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。）
 - (17)本製品を使用して、第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する内容の映像データを撮影する行為
 - (18)第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する内容の映像データを送信する行為
 - (19)猥褻な情報又は青少年に有害な情報を送信する行為
 - (20)異性交際に関する情報を送信する行為
 - (21)本製品等に関し利用しうる情報を改ざんする行為
 - (22)複数のユーザーIDを保有する行為
 - (23)本製品等の全部又は一部を商業目的で、使用方法を問わず利用する行為（それらの準備を目的とした行為も含みません。）
 - (24)当社又は第三者になりすます行為（詐称するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
 - (25) その他、当社が不適切と判断する行為
2. 当社は、本製品等におけるエンドユーザーによる情報の送信行為が前項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると判断した場合には、エンドユーザーに事前に通知することなく、当該情報の全部又は一部を削除することができるものとします。当社は、本項に基づき当社が行った措置に基づきエンドユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。

第 11 条 本製品等の停止等

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、エンドユーザーに事前に通知することなく、本製品等の利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。
- (1) 本製品等に係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
 - (3) 火災、地震、落雷、風水害、その他天変地異などの不可抗力により本製品等の運営ができなくなった場合
 - (4) 外部サービスに、トラブル、サービス提供の中断又は停止、本製品等との連携の停止、仕様変更等が生じた場合
 - (5) その他、当社が停止又は中断を必要と判断した場合
2. 当社は、当社の都合により、エンドユーザーに対して 1 ヶ月前に通知することにより、本製品等の提供を終了することができます。
3. 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づきエンドユーザーに生じた損害について一切の責任を負いません。

第 12 条 周辺機器

- 1. 当社は、本製品等に必要な周辺機器を、有償で提供します。
- 2. 前項によって当社が有償で提供する周辺機器の準備及び維持は、エンドユーザーの費用と責任において行うものとします。
- 3. エンドユーザーは、コンピューター・ウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの

費用と責任において講じるものとします。

4. エンドユーザーは、第 1 項において当社が有償で提供した周辺機器をエンドユーザー側の都合で交換する際は、有償での対応となることを承諾します。

第 13 条 権利帰属

本製品等に関する所有権及び知的財産権は、次条に規定するものを除き全て当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本約款に定める登録に基づく本製品等の利用許諾は、本製品等に関する当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。エンドユーザーは、いかなる理由によっても当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある一切の行為を行わないものとします。

第 14 条 映像データ

1. 本製品等に基づき撮影された映像データの知的財産権は、エンドユーザーに帰属するものとします。但し、当社は、当該映像データを、本製品等を運営する目的で無償で利用することができるものとします。
2. 当社は、エンドユーザーの事前の同意を得ずに、映像データを第三者に提供しないものとします。但し、次に定める場合には、当社は、エンドユーザーの事前の同意を得ずに、映像データを第三者に提供することができるものとします。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、エンドユーザーの同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、エンドユーザーの同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、エンドユーザーの同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (5) 当社が本製品等を運営するために必要な範囲内において、映像データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - (6) 合併その他の事由による事業の承継に伴って映像データが提供される場合
3. エンドユーザーは、当社が本製品等の内容として保存する場合を除き、当社に映像データを保存する義務がないことを認識し、了承するものとし、必要な場合にはエンドユーザーの責任及び費用において映像データのバックアップをとるものとします。
4. 当社は、映像データを本製品等の運営に必要な範囲で閲覧することができるものとし、第 10 条第 1 項その他の本約款の規定に違反しているものと判断した場合には、エンドユーザーへの事前の通知なしに、当該映像データの全部又は一部を非公開とすること又は削除することができるものとします。当社は、本項に基づき当社が行った措置によりエンドユーザーに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 15 条 個人情報

当社は、別途定める当社のプライバシーポリシーに従ってエンドユーザーの個人情報を取り扱うものとし、エンドユーザーは、当社のプライバシーポリシーに従って自己の個人情報が取り扱われることに同意するものとします。

第 16 条 開発中のサービス

1. 当社は、エンドユーザーに対して、本製品等の一部又は本製品等とは独立したサービスとして、開発中のサービスを提供することができるものとします。
2. 当社は、当社が必要と判断した場合には、エンドユーザーに事前に通知をすることなくいつでも開発中のサービスの内容を

変更し、又は開発中のサービスの提供を停止若しくは中止することができるものとします。

3. 当社は、開発中のサービスの特定の目的への適合性、商業的有用性、完全性、継続性等を含め、一切保証を致しません。

第 17 条 登録取消等

1. 当社は、エンドユーザーが、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該エンドユーザーについて本製品等の利用を一時的に停止し、又はエンドユーザーとしての登録を取り消すことができます。
 - (1) 本約款のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 登録情報に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3) 当社、他のエンドユーザー、外部事業者その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本製品等を利用した、又は利用しようとした場合
 - (4) 手段の如何を問わず、本製品等の運営を妨害した場合
 - (5) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - (6) 自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき
 - (7) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
 - (8) 租税公課の滞納処分を受けた場合
 - (9) 死亡した場合又は後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けた場合
 - (10) 3ヶ月以上本製品等の利用がなく、当社からの連絡に対して応答がない場合
 - (11) 第3条第3項各号に該当する場合
 - (12) その他、当社がエンドユーザーとしての登録の継続を適当でないと判断した場合
2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、エンドユーザーは、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。
3. 当社は、本条に基づき当社が行った行為によりエンドユーザーに生じた損害について、一切の責任を負いません。
4. 本条に基づきエンドユーザーの登録が取り消された場合、エンドユーザーは、当社の指示に従い、当社から貸与又は提供された本製品等に関連する周辺機器、ソフトウェア、マニュアルその他一切の物につき、返還、廃棄その他の処分を行うものとします。

第 18 条 保証の否認及び免責

1. エンドユーザーは、エンドユーザー自身の自己責任において本製品等を利用するものとし、本製品等を利用してなされた一切の行為及びその結果について、その責任を負うものとします。
2. エンドユーザーは、本製品等の内容として当社が映像データを保存又は配信する場合であっても、当社が常時映像データを保存又は配信することができることを保証するものではなく、周辺機器、ソフトウェア又は通信網の瑕疵、障害、動作不良若しくは不具合その他の事由により、映像データを保存又は配信できない場合があることを認識し、了承するものとします。また、当社は、映像データを保存又は配信できなかったことによりエンドユーザーに損害が生じた場合であっても、一切の責任を負わないものとします。
3. 本製品等は、当社以外の第三者が提供するサービス（以下「外部サービス」といいます。）と連携することがありますが、か

かる連携を保証するものではなく、本製品等において外部サービスと連携できなかった場合でも、当社は一切の責任を負いません。

4. 本製品等が外部サービスと連携している場合において、エンドユーザーは当該外部サービスの規約を自己の費用と責任で遵守するものとし、エンドユーザーと外部事業者との間で紛争等が生じた場合でも、当社は当該紛争等について一切の責任を負いません。
5. エンドユーザーは、本製品等を利用することが、エンドユーザーに適用のある法令、業界団体の規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、エンドユーザーによる本製品等の利用が、エンドユーザーに適用のある法令、業界団体の規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
6. 本製品等に関連してエンドユーザーと他のエンドユーザー、外部事業者その他の第三者との間において生じた紛争等については、エンドユーザーの責任において処理及び解決するものとし、当社はかかる事項について一切責任を負いません。
7. 当社は、当社による本製品等の提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、エンドユーザーの登録の取消、本製品等の利用によるデータの消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本製品等に関連してエンドユーザーが被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。
8. 当社ウェブサイトから他のウェブサイトへのリンク又は他のウェブサイトから当社ウェブサイトへのリンクが提供されている場合でも、当社は、当社ウェブサイト以外のウェブサイト及びそこから得られる情報に関して如何なる理由に基づいても一切の責任を負わないものとします。
9. 消費者契約法の適用等により当社が損害賠償責任を負う場合でも、当社の賠償責任は、直接かつ通常の損害に限り、逸失利益、事業機会の喪失等の間接的な損害は一切含まないものとし、損害の事由が生じた時点から遡って過去3ヶ月間にエンドユーザーが支払った本製品等の利用料金の総額を賠償額の上限とします。
10. 火災、地震、落雷、風水害、その他天変地異、または異常電圧などの外部的要因その他不可抗力による本製品の故障、破損又は滅失等に関して、当社は一切責めを負わないものとします。

第19条 エンドユーザーの責任

1. エンドユーザーは、本約款に違反することにより、又は本製品等の利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対しその損害を賠償しなければなりません。
2. エンドユーザーが、本製品等に関連して他のエンドユーザー、外部事業者その他の第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当社に通知するとともに、エンドユーザーの費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理し、当社からの要請に基づき、その経過及び結果を当社に報告するものとします。
3. エンドユーザーによる本製品等の利用に関連して、当社が、他のエンドユーザー、外部事業者その他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、エンドユーザーは当該請求に基づき当社が当該第三者に支払を余儀なくされた金額を賠償しなければなりません。

第20条 本約款等の変更

1. 当社は、本製品等の内容を自由に変更できるものとします。
2. 当社は、本約款を当社の裁量で変更できるものとします。当社は、本約款を変更した場合には、エンドユーザーに当該変更内容を通知するものとし、当該変更内容の通知後、エンドユーザーが本製品等を利用した場合又は1か月以内に登録取消の手続をとらなかった場合には、エンドユーザーは、本約款の変更に同意したものとみなします。

第 21 条 連絡/通知

本製品等に関する問い合わせその他エンドユーザーから当社に対する連絡又は通知、及び本約款の変更に関する通知その他当社からエンドユーザーに対する連絡又は通知は、当社の定める方法で行うものとします。

第 22 条 利用契約上の地位の譲渡等

当社は本製品等にかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本約款に基づく権利及び義務並びにエンドユーザーの登録情報その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、エンドユーザーは、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第 23 条 完全合意

本約款は、本約款に含まれる事項に関する当社とエンドユーザーとの完全な合意を構成し、口頭又は書面を問わず、本約款に含まれる事項に関する当社とエンドユーザーとの事前の合意、表明及び了解に優先します。

第 24 条 分離可能性

本約款のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、当社及びエンドユーザーは、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第 25 条 存続規定

第 5 条（未払がある場合に限り）、第 6 条、第 8 条、第 9 条第 2 項、第 10 条第 2 項、第 11 条第 3 項、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、並びに第 21 条から第 26 条までの規定は利用契約の終了後も有効に存続するものとします。

第 26 条 準拠法及び管轄裁判所

本約款の準拠法は日本法とし、本約款に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 27 条 協議解決

当社及びエンドユーザーは、本約款に定めのない事項又は本約款の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

【2021 年 5 月 17 日制定】

【2021 年 7 月 6 日改訂】